川崎市公告第1492号

次の公園墓地管理手数料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年11月13日

川崎市長 福田 紀彦

年度	手数料種別	期別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和7年度	公園墓地 管理手数料	令和7年度分	令和7年11月23日	計760件

(別紙省略)